

事務連絡

令和元年12月13日

(令和元年12月24日一部改正)

各都道府県保健福祉主管部局御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

認定特定行為業務従事者の欠格事由見直しに伴う事務の取扱いについて

日頃より厚生労働行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号)に基づく措置として、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第37号)が先の通常国会で成立し、資格や営業許可等の各制度において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査する規定(個別審査規定)に改正されることとなりました。

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)及びその関係法令に定める喀痰吸引等制度の認定特定行為業務従事者の欠格事由についても、法及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号。以下「規則」という。)の改正により、個別審査を行うこととなりました。改正後の法及び規則については、本年12月14日から施行されることとなっておりますが、認定特定行為業務従事者の欠格事由に係る個別審査の具体的な運用について、下記のとおりお示しするので、貴職におかれましてはこれを参考としていただき、適切にご対応いただくようお願いいたします。

記

第一 個別審査の具体的な運用について

規則附則第5条の2に規定する「精神の機能の障害により特定行為の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当するか否かを判断するに当たっては、認定証交付申請時には、交付を受けようとする者に対し、欠格事由の有無について申告させることとし、既に認定証の交付を受けている者については、本人及び第三者から届け出られた情報に基づいて判断すること。

第二 届出の様式について

認定特定行為業務従事者が法附則第4条第3項第1号に該当した際の届出については、当該者が同号に該当するか否かの判断を行うために必要な情報を収集する観点から、各都道府県において作成した届出様式を用いて行うよう求める等の措置を講ずること。その際、別添する様式例を参考とされたいこと。

第三 行政手続法に基づく意見聴取手続について

法附則第4条第4項に基づく不利益処分を行う際には、従前より、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条に基づく意見聴取手続を執ることが必要であるので、引き続き適正な行政処分の執行のため手続に遺漏なきよう注意されたいこと。

以上

参照条文

○ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）

改正後	現行
附 則 第 4 条 （略） 2 （略） 3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。 一 <u>心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</u> 二～五 （略） 4、5 （略）	附 則 第 4 条 （略） 2 （略） 3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。 一 <u>成年被後見人又は被保佐人</u> 二～五 （略） 4、5 （略）

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）

改正後	現行
附 則 <u>（法附則第 4 条第 3 項第 1 号の厚生労働省令で定める者）</u> 第 5 条の 2 <u>法附則第 4 条第 3 項第 1 号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</u>	附 則 (新設)

(死亡等の届出)

第8条の2 認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至った場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、認定特定行為業務従事者認定証を添え、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する届出義務者

二 法附則第4条第3項第1号に該当するに至った場合 当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人

三 法附則第4条第3項第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った場合 当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人

(新設)